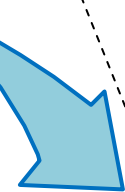


【従来の規制基準】

耐震・耐津波性能
自然現象に対する考慮
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能

新設・強化



【新規制基準】

耐震・耐津波性能
自然現象に対する考慮 (火山・竜巻・森林火災を明記)
火災に対する考慮
内部溢水に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能

【設計基準】

【重大事故基準】

アクシデント マネジメント策 (当社の自主対策)

炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)
格納容器破損防止対策
放射性物質の拡散抑制対策
意図的な航空機衝突への 対応(特定重大事故等対 処施設 [※] 等)

＜今回実施する追加対策①～⑮＞(番号は添付資料-1の項目番号を示す)

① 地震対策	配管・電路類サポート改造工事、4号機取水槽地盤改良工事、防波壁地盤改良工事 等
津波対策	(防波壁の設置(T.P.+22m)、取水槽他の溢水対策 等)
② 竜巻対策	海水取水ポンプおよび同ポンプ周辺の配管に対する飛来物防護対策 等
③ 火災対策	油内包機器からの漏えい拡大防止、火災感知器・自動消火装置の追設、耐火隔壁の追設 等
④ 溢水対策	機器室貫通部からの浸水防止対策の追加、被水防護カバーの設置 等
安全施設への電力供給	(外部電源の信頼性強化(3系統6回線からの電力供給 等))
⑤ 静的機器の信頼性強化	非常用ガス処理系(4号機)および中央制御室換気空調系の予備フィルタの確保
⑮ その他の対策	屋外の状況を把握するための赤外線カメラの設置 等

⑦ 注水機能強化 可搬型注水ポンプ等の追加配備 等	【共通対策】	
⑧ 減圧機能強化 主蒸気逃がし安全弁作動用の可搬型空気圧縮機の配備 等		
⑨ 電源機能強化 交流電源車、直流電源車の配備 等	① 地震対策 敷地内斜面補強工事(3,4号機北側)	
⑩ フィルタベント設備の水素対策 フィルタベント設備窒素置換用の可搬型窒素ガス発生装置の配備 等		⑥ 津波対策 建屋内浸水防止対策の強化
⑪ 敷地外への放射性物質の拡散抑制対策 放水砲の配備 等		
	⑬ 緊急時対策所機能強化 放射線遮へい対策の強化 等	
	⑭ 保管場所・アクセスルートの確保 可搬設備の保管場所の確保、アクセスルート整備	

福島第一原子力発電所の事故を受け、従来の設計基準が新設・強化されるとともに、設計基準を超える重大事故に対する基準(重大事故基準)が新設されました。

これらの要求事項を踏まえ、当社は右図のとおり追加対策を実施してまいります。

----- ※ 新規制基準施行後5年間について適用が猶予されており、今後検討してまいります。